

私たちが慎重に チェック

可決された 主要な議案と 疑質

加須市農業委員会の委員 及び農地利用最適化推進 委員の定数を定める条例

議員 農業委員の定数15人及び農地利用最適化推進委員の定数22人の根拠について、お伺いします。

経済部長兼農業委員会事務局長

農業委員は、基準農業者数や農地面積要件などから本市の法令上の定数の上限は19人となっております。定数の上限内において、これまでの農業委員の役割が農業委員と農地利用最適化推進委員の2つの区分の委員に分担され、連携をとる中で、機動的にその機能が果たされなければならないものであることや農業委員においては認定農業者が過半数以上を占め、年齢、性別等に著しい偏りが無いよう配慮しなければならぬことから、15人としたものです。

また、農地利用最適化推進委員は、これまでの農業委員の役割・機能を新たに任命す

る農業委員と分担することや、農業委員会から担当地区をもつて委嘱されることから、農地の利用集積事務にかかわりの深い「人・農地プラン」の7つの地区割りや地域自治活動の単位として生かされている20の旧町村区数などを考慮した上で、農業委員会の意見を伺うなどし、一人当たりの担当する農地面積が著しく多くなる2地区について定員を1人ずつ増員して定数を22人としたものです。

農業委員・農地利用最適化推進委員の定数

	現行	改正後
農業委員	36	15
農地利用最適化推進委員	-	22

議員 農業委員の選出が公選制から任命制に変わりますが、引き続き農業委員会が農業者の代表機関として、役割を發揮できるよう委員の任命に当たっての考えをお伺いします。

市長 この条例により、地域の農業をリードする担い手をはじめとする方々が、透明なプロセスを経て任命され、実践的な意見をもって、知恵を出し合い、農業委員会の使命として農地等の利用の最適化

の推進など農業が直面している課題の解決を図り、地域農業の振興につなげていくということを期待しております。農業委員の任命等に関しては、透明性、公平性を十分念頭に置きながら、適切な事務執行が行えるよう努力していきたいと考えております。



農業委員、農地利用最適化推進委員の選任の流れ

